

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

備 一 第 2 2 号
(備 二 、 生 保)
令 和 4 年 6 月 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の運用について

近年、小型無人機の急速な普及や機能向上が進展する一方、無人航空機の事故等が頻発していることや、外国において小型無人機を用いたテロ事案等が発生するなど、国民の安全や生活基盤等への脅威が高まっている現状を踏まえ、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域における小型無人機等の飛行に関する法律」(平成28年法律第9号)については、法律の題名が「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」(以下「小型無人機等飛行禁止法」という。)と変更され、所要の法改正が行われた上で運用されているところであるが、同法律の概要等は下記のとおりであるので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の制定について(通達)」(令和元年6月7日付け備一第13号)及び「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の制定について」(令和2年7月7日付け備一第12号)は廃止する。

記

1 本法の概要

(1) 目的(第1条関係)

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等、防衛関係施設、空港及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの重要施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等、良好な国際関係、我が国を防衛するための基盤並びに国民生活及び経済活動の基盤の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。

(2) 対象施設の敷地等の指定(第2条から第8条関係)

ア 対象施設

対象施設とは、次に掲げる施設をいう。

(ア) 国の重要な施設等

- ① 国会議事堂、議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関の庁舎であって東京都千代田区永田町1丁目又は2丁目に所在するもの
- ② 内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸
- ③ ②に掲げるもののほか、対象危機管理行政機関（危機管理に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定めるもの）の庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの
- ④ 最高裁判所の庁舎であって東京都千代田区隼町に所在するもの
- ⑤ 皇居及び御所であって東京都港区元赤坂2丁目に所在するもの
- ⑥ 衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所（当該政党から要請があった場合に限る。）

(イ) 大使館等、領事館等及び外国政府又は国際機関の事務所並びに外国要人の所在する場所のうち、この法律の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるもの

(ウ) 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域のうち、この法律の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるもの

(エ) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港のうち、この法律の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるもの

(オ) 原子力事業所であってテロリズムの対象となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるもののうち、この法律の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるもの

イ 対象施設の敷地又は区域の指定

それぞれの対象施設においては、その敷地又は区域を指定しなければならない。

ウ 対象施設周辺地域の指定

イの指定をするときは、対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定する。

(3) 小型無人機等の定義（第2条関係）

ア 「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。

イ 「特定航空用機器」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更できるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）をいう。

ウ 「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいう。

(ア) 小型無人機を飛行させること

(イ) 特定航空用機器を用いて人が飛行すること

(4) 対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止（第10条関係）

ア 何人も、次に掲げる小型無人機等の飛行を除き、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。

(ア) 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

(イ) 土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

(ウ) 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

イ ア(ア)から(ウ)に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会、(2)ア(ア)⑤に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域の場合は皇宮警察本部長、海域を含む対象施設周辺地域の場合は当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安部長、(2)ア(ウ)に掲げる対象地域(自衛隊の施設であるものに限る。)に係る対象施設周辺地域の場合は当該対象施設の管理者及び(2)ア(エ)に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域の場合は当該対象施設の管理者に通報しなければならない。ただし、(2)ア(ウ)に掲げる対象防衛関係施設の管理者又は管理者の同意を得た者が、その指定敷地等の上空において小型無人機等の飛行を行う場合であって、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官等に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、例外とする。

(5) 対象施設の安全の確保のための措置（第11条関係）

ア 警察官は、(4)ア又はイに違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アの場合において、次に掲げるときは、警察官は、対象施設に対する危険を未

然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、アの小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

(ア) アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき

(イ) その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき

(ウ) アの小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないとき

(6) 罰則（第13条関係）

ア (4)アに違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

イ (5)アによる警察官の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

2 留意事項

(1) 管理者対策の徹底

小型無人機等の飛行に係る機器は一般に高速で飛行するものであることから、対象施設等への攻撃を企図する者にとって当該攻撃に要する時間は極めて短いものと考えられる。したがって、事案の発生に際して迅速かつ的確な現場措置が求められるところ、平素から、重要防護施設等に対する管理者対策を確実に実施して連携を強化するとともに、資機材を活用した事前訓練を実施するなどし、実際に事案が発生した場合の対応に遺漏がないよう事前対策を徹底すること。

(2) 警戒警備の徹底

重要防護施設や警衛・警護対象者の身边、行き先地等においても、引き続き、小型無人機等の飛行に対する警戒を徹底すること。

担当：警備第一課警備第四係